

加古川市乳幼児ふれあい体験事業実施要綱

令和8年2月16日

こども部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、高校生が乳幼児やその保護者と交流し、命の大切さや親子の愛情を学び、次代の親として子育てに対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、市内の高等学校に在学する生徒とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は加古川市とする。ただし、事業の一部又は全部を適切に運営できると認められる事業者に委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第4条 本事業は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる内容を実施する。

- (1) 本事業を実施する高等学校の選定に関する事
- (2) 本事業に参加する乳幼児及びその保護者の募集、参加調整並びに必要な応じた謝礼の支給に関する事
- (3) 高等学校において、高校生が乳幼児及びその保護者と交流する体験活動の実施に関する事
- (4) 乳幼児及び高校生が安全かつ安心して参加できるよう配慮した見守り及び安全管理に関する事
- (5) 高校生が命の大切さや親子の愛情、子育てへの理解を深めるための説明、振り返り等の実施に関する事
- (6) 事業の効果を把握するためのアンケートその他必要な調査の実施に関する事
- (7) 事業の実施状況及び成果等の記録及び報告に関する事

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。